

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入する方へ 8月から使う被保険者証をお届け

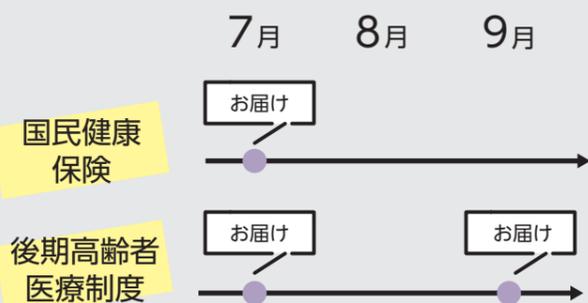


▲新しい被保険者証

新しい被保険者証が7月中に普通郵便でご自宅に届きます。
新しい国民健康保険の被保険者証は、7月4日届け出分までの住民異動届などを基に作成しています。それ以降に転居などを届け出た方は、保険医療課で手続きをしてください。
なお、後期高齢者医療制度は、転居時などに手続きをしてください。

- ◆国民健康保険に関する問合せ
保険医療課（市役所内線 1061・1064）
- ◆後期高齢者医療制度に関する問合せ
保険医療課（市役所内線 1052・1053）
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2612）

被保険者証のお届けスケジュール



◆後期高齢者医療被保険者証は2回お届け

令和4年10月から窓口負担割合が見直されますので、7月に届く被保険者証の有効期限は9月30日です。10月1日以降の被保険者証は、9月中に再度届きます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。



新しい被保険者証などの有効期限

国民健康保険

- ◆令和5年7月1日までに70歳になる方
有効期限は70歳になる誕生月の月末（1日生まれの方は前月末日）です。70歳になる誕生月（1日生まれの方は前月）に翌月から使用する「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」が郵便で届きます。
- ◆令和5年7月31日までに75歳になる方
有効期限は誕生日の前日です。75歳の誕生日から「後期高齢者医療制度」に切り替わります。新しい被保険者証は別途届きます。

後期高齢者医療制度

- ◆限度額適用・標準負担額減額認定証
- ◆限度額適用認定証
有効期限は令和5年7月31日です。今回、届く被保険者証とは有効期限が異なりますので、大切に保管してください。

有効期限のご確認を



国民健康保険 税額が変更

国民健康保険税（国保税）額は、令和3年1～12月の所得に応じて計算されます。7月中旬に国保税納税通知書が届きます。

◆令和4年度国保税額表

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	6.74%	2.67%	2.64%
均等割額	29,100円	11,200円	13,600円
平等割額	19,000円	7,300円	6,800円
賦課限度額	65万円	20万円	17万円

所得割額＝世帯の被保険者の総所得額に応じて算定
均等割額＝被保険者1人当たりの税額
平等割額＝1世帯当たりの税額

申請不要！ 子育て世帯を支援

令和4年度から子育て世帯の経済的負担を軽減するため、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る国民健康保険税均等割額の5割相当が軽減されます。
※申請の必要はありません。

後期高齢者医療制度 保険料額が変更

保険料額は、令和3年1～12月の所得に応じて計算されます。7月中旬に保険料額決定通知書が届きます。

◆令和4年度保険料額表

年間保険料	均等割額	所得割額
上限66万円	50,147円	(総所得金額等-基礎控除額43万円)×所得割率10.28%

※合計所得金額が2,400万円を超える場合は、その金額に応じて段階的に基礎控除額が減少します。

◆保険料の軽減措置

◇均等割額の軽減措置

軽減割合	世帯主と被保険者全員の総所得金額等
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

◇被扶養者だった方の軽減措置

制度に加入する前日まで、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかかりません。また、加入日からの2年間、均等割額は5割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者は対象外
※均等割額の7割軽減該当者は7割軽減を適用

>まずはご相談を

コロナ禍で収入が減少した方は国保税・保険料が減免されます

新型コロナウイルス感染症の影響で、今年の収入が減少する見込みがある場合は、申請することで国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が減免されることがあります。
詳しくは保険医療課へご相談ください。



国民健康保険税減免はこちら



後期高齢者医療保険料減免はこちら